

## 国家知識産権局による一部の特許関連料金と減額政策の調整に関する公告(第 594 号)

### 国家知識産権局公告 第五九四号

「財政部 国家発展改革委員会による特許料金納付政策の調整・最適化に関する通知」(財税〔2024〕23号)、「国家発展改革委員会 財政部による特許権補償期間の年金納付等の関連事項に関する通知」(発改価格〔2024〕1156号)により、国家知識産権局は上記通知の公布日から一部の特許関連料金と減額政策を調整し、次のように関連事項を公告する。

一、特許権者が特許権存続期間の補償請求を行う場合、1件当たり200元の特許権存続期間補償請求料を支払わなければならない。審査の結果、特許権存続期間の補償請求が期間補償の条件を満たした場合、1件あたり年間8,000元の補償期間年金を納付しなければならない。なお、1年未満の部分は納付対象外である。

二、特許オープン・ライセンス実施期間の特許年金を15%減額する。他の特許料減免制度が同時に適用される場合、最も有利な方を選択して適用することはできるが、重なって適用することができない。

三、「意匠の国際登録に関するハーグ協定」により、我国に移行する意匠国際出願について、第1回目と第2回目の個別指定手数料は、「財政部 国家発展改革委員会による『特許関連料金減額弁法』の発令に関する通知」(財税〔2016〕78号)、「財政部 国家発展改革委員会による一部の行政事務手数料の納付停止・免除、調整に関する政策の通知」(財税〔2018〕37号)、「財政部 国家発展改革委員会による一部の行政事務手数料の減額・免除に関する政策の通知」(財税〔2019〕45号)の関連規定に基づいて減額することができる。

四、書誌事項の一括変更申請により出願人(又は特許権者)の氏名を変更し、権利移転を伴わない場合には、1件分の書誌事項変更手数料を納付する。

五、「国家発展改革委員会 財政部による国家知識産権局の行政事務手数料基準の再発行などの関連問題に関する通知」(発改価格〔2017〕270号)添付書類2の注釈部分を、「中国国家知識産権局が受理官庁として受理し、国際調査を行う国際特許出願(PCT出願)は、中国国内段階に移行する際の出願手数料および出願追加料金が免除される。国際調査報告書または特許性に関する国際予備報告書が中国国家知識産権局より発行したPCT出願は、中国国内段階に移行して実体審査請求を提出する際に実体審査手数料が免除される。中国国内段階に移行するPCT出願に関するその他の手数料は、国内部分に準ずる。」に修正した。

六、世界知的所有権機関などの機関やその他の国・地域に代わって中国国家知識産権局が徴収する料金について、料金基準と減額規定は、中国国家知識産権局と上記の機関、国・地域との間の協定または関連国際条約に準ずる。

国家知識産権局  
2024年8月6日

関連 URL: [国家発展改革委員会 財政部による特許権補償期間の年金基準等の関連事項に関する通知](#)